

四日市市告示第170号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、令和5年度予防接種（個別接種）の実施について次のとおり公告する。

令和5年3月31日

四日市市長 森 智 広

第1 総論

1 目的

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定による予防接種を実施し、伝染のおそれがある疾患の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2 対象者

①四日市市に住民登録がある者で、各予防接種対象年齢にある者

②戸籍または住民票に記載のない児童においても、親権を行う者及び予防接種実施主体である四日市市に居住していることが明らかな場合であれば、当該者の同意を得た上で対象とする。（平成19年6月20日付け事務連絡「戸籍及び住民票に記載のない児童への定期の予防接種の実施取扱いについて」各都道府県衛生主管部（局）あて、厚生労働省健康局結核感染症課通知、参照）

※住民登録のある市町村で還付制度のある場合は、対象外とする。

②については、対象者は事前に市こども保健福祉課にて予診票発行の手続きが必要である。

3 実施場所

四日市市が予防接種を委託する医療機関で実施し、実施日時は各医療機関で指定することができるものとする。

4 接種料金（自己負担）

無 料

5 実施時期

令和5年4月1日から令和6年3月31日

6 通知発送

（1）出生届受理後発送

出生届出受理後、10日程度で冊子「予防接種予診票」を発送。

＜綴じ込み予診票＞

●予防接種予診票

① BCG

② ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオワクチン（四種混合）

（初回免疫、追加免疫）

③ 麻しん風しん混合ワクチン（第1期、第2期）

④ 日本脳炎ワクチン（1期初回、1期追加）

⑤ H i b ワクチン

⑥ 小児用肺炎球菌ワクチン

⑦ 水痘ワクチン

⑧ B型肝炎ワクチン

⑨ ロタウイルスワクチン

（2）対象年齢での通知

① 日本脳炎第2期

・満9歳を迎える月に通知

・3月ごろ、次年度に高校3年生になる者のうち、未接種者に一斉通知

② ジフテリア・破傷風（二種混合）ワクチン

満11歳を迎える月に通知

③ ヒトパピローマウイルスワクチン

4月ごろ中学1年生になる者に通知

7 他の予防接種との関係

（1） 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン、経皮接種用乾燥B C G ワクチン又は乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した日から乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン、経皮接種用乾燥B C G ワクチン又は乾燥弱毒生水痘ワクチンの予防接種（同一種類のワクチンを接種する場合において、接種の間隔に関する定めがある場合は、その定めるところによる。）を行うまでの間隔は、27日以上おくこと。

（2） 2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種（混合ワクチンを使用する場合を除く。）は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができる。

8 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保

（1） ロタウイルス感染症を除く法の対象疾病（以下「特定疾病」という。）について、それぞれ政令で定める予防接種の対象者であった者（当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他施行規則第2条各号に規定する者を除く。）であって、当該予防接種の対象者であった間に、（2）の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかつたと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間（（3）に掲げる疾病については、それぞれ、（3）に掲げるまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病の定期接種の対象者とすること。

（2） 特別の事情

ア 次の（ア）から（ウ）までに掲げる疾病にかかったこと（やむを得ず定期接種を受けることができ

なかった場合に限る。)

- (ア) 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
- (イ) 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
- (ウ) (ア) 又は(イ)の疾病に準ずると認められるもの

(注) 上記に該当する疾病の例は、別紙に掲げるとおりである。ただし、これは、別紙に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が一律に予防接種不適当者であるということを意味するものではなく、予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の診断の下、行われるべきものである。

- イ 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期接種をうけることができなかつた場合に限る。）
- ウ 医学的知見に基づきア又はイに準ずると認められるもの
- エ 災害、ワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかつた

(新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、地域の実情に応じ、接種機会の確保が困難な場合や、接種のための受診による感染症への罹患のリスクが、予防接種を延期することによるリスクよりも高いと考えられる場合等、規定の接種時期に定期接種ができない相当な理由があると四日市市が判断し、やむを得ず規定の接種時期を超えて定期予防接種を行う場合なども該当)

(3) 対象期間の特例

- ア ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風については、15歳（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する場合に限る。）に達するまでの間
- イ 結核については、4歳に達するまでの間
- ウ H i b 感染症については、10歳に達するまでの間
- エ 小児の肺炎球菌感染症については、6歳に達するまでの間

9 副反応報告

法の規定による副反応報告については、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日健発0330第3号、薬食発0330第1号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）を参照すること。

第2 各論

1. ヒブ感染症

【対象者】

生後2か月以上5歳未満の者

【ワクチン】乾燥ヘモフィルスb型ワクチン0.5ml 皮下接種

【接種間隔】

①標準接種スケジュール

接種開始月齢 2 カ月以上 7 カ月未満 合計 4 回接種

- (a) 初回免疫として、27日（標準的には27～56日：医師が必要と認めた場合は20日）以上の間隔で3回接種。
- (b) 追加免疫として、3回目の接種後7か月（標準的には初回終了後7カ月以上13カ月未満）以上の間隔で1回接種。

②接種もれ者への接種スケジュール

接種開始月齢 7 カ月以上 12 カ月未満 合計 3 回接種

- (a) 初回免疫として、27日（標準的には27～56日：医師が必要と認めた場合は20日）以上の間隔で2回接種。
- (b) 追加免疫として、2回目の接種後7か月（標準的には初回終了後7カ月以上13カ月未満）以上の間隔で1回接種。

接種開始年齢 1 歳以上 5 歳未満 1 回接種

※初回接種を終了せずに生後12月を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後27日（医師が必要と認めた時は20日）以上の間隔をおいて、1回接種するものとする。

2. 小児の肺炎球菌感染症

【対象者】

生後2か月以上5歳未満の者

【ワクチン】

沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン0.5mL皮下接種

※沈降7価肺炎球菌結合型ワクチンは平成25年11月1日以降使用不可

【接種間隔】

①標準接種スケジュール

生後 2 カ月齢以上 7 カ月齢未満 合計 4 回接種

- (a) 初回免疫として、27日以上の間隔で3回接種。ただし、3回目の接種は、生後12か月未満までに完了する。
- (b) 追加免疫として、3回目の接種から60日以上の間隔で12カ月齢後（1歳以上）に1回接種。当該接種は標準として生後12カ月から15カ月の間に行う。

※初回接種の3回は生後24カ月に至るまで（標準的には生後12か月に至るまで）に行い、生後24カ月を超えた場合は行わない。また、2回目の接種が生後12カ月を超えた場合、3回目の接種は行わない。なお、追加接種は行うことができる。

②接種もれ者への接種スケジュール

生後 7 カ月齢以上 12 カ月齢未満 合計 3 回

- (a) 初回免疫として、27日以上の間隔で2回接種。

(b) 追加免疫として、2回目から60日以上の間隔で、12カ月齢後（1歳以上）に1回接種。

※2回目の接種は生後24カ月に至るまで（標準的には生後12カ月に至るまで）に行い、生後24カ月を超えた場合は行わない。

12カ月齢以上24カ月齢未満 合計2回

60日以上の間隔をあけて2回接種

1回目の接種が2歳以上5歳未満 1回接種

3. 結核

【対象者】

生後1歳未満の者

【ワクチン】乾燥BCGワクチン

- ①管針による経皮接種法で行う。
- ②接種部位は、上腕外側ほぼ中央部とし、肩峰に近い部分はケロイド発生率が高いので避けなければならない。

【コッホ現象について（結核の予防接種）】

健常者がBCGを初めて接種した場合は、接種後10日頃に針痕部位に発赤が生じ、接種後1カ月から2カ月までの頃に化膿巣が出現する。

一方、結核既感染者にあっては、接種後10日以内に接種局所の発赤・腫脹及び針痕部位の化膿等を来たし、通常2週間から4週間後に消炎、瘢痕化し、治癒する一連の反応が起こることがある。これをコッホ現象という。これはBCG再接種においてみられる反応と同一の性質のものが結核感染後の接種において比較的強く出現したものである。

1) コッホ現象出現時の対応

ア 保護者に対する周知

予防接種の実施に当たって、コッホ現象に関する情報提供及び説明を行い、次の事項を保護者に周知しておくこと。

- ①コッホ現象と思われる反応が被接種者にみられた場合には、結核の感染が疑われるため、速やかに接種医療機関を受診させること。
- ②コッホ現象が出現した場合は、接種局所を清潔に保つ以外の特別の処置は不要である。反応が起ころってから、びらんや潰瘍が消退するまでの経過がおおむね4週間を超える等治癒が遷延する場合は、混合感染の可能性もあることから、接種医療機関を受診させること。

イ 市長への報告

コッホ現象を診断した医師は、保護者の同意を得て、直ちに市こども保健福祉課へ「コッホ現象事例報告書」(別添)を用い、報告すること。なお、保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項を報告すること。

4. B型肝炎

【対象者】

生後1歳に至るまでの間にある者

ただし、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染する恐れのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象者から除く。

【ワクチン】

組換え沈降B型肝炎ワクチン 0.25ml 皮下接種

【接種間隔】

27日以上の間隔をおいて2回接種した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回接種する。

5. ポリオ

【対象者】

生後2か月以上7歳6か月未満の者（ただし、経口生ポリオワクチン接種を2回終了していない者、DPT-IPVワクチンを4回終了していない者）

【ワクチン】

不活化ポリオワクチン（IPVワクチン） 0.5ml 皮下接種

【接種間隔】

① 初回免疫

20日以上の間隔で3回。

（標準的として接種の月齢は、生後3～12カ月）

② 追加免疫

初回免疫終了後6カ月以上の間隔で1回。

（標準的には初回接種終了後12～18カ月の間）

6. 百日せき・ジフテリア・破傷風

【対象者】

生後2か月以上7歳6か月未満の者（DPT-IPVワクチンを4回終了していない者）

【ワクチン】

沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（DPTワクチン）

0.5ml 皮下接種

【接種間隔】

① 初回免疫

20日以上（標準的には20～56日まで）の間隔で3回。

（標準的として接種の月齢は、生後3～12カ月）

② 追加免疫

初回免疫終了後6カ月以上の間隔で1回。

（標準的には初回接種終了後12～18カ月の間）

7. 百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ

【対象者】

生後2か月以上7歳6か月末満の者（DPTワクチンを4回終了していない者）

【ワクチン】

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（DPT－IPVワクチン）

0.5mL 皮下接種

【接種間隔】

① 初回免疫

20日以上（標準的には20～56日まで）の間隔で3回。

（標準的として接種の月齢は、生後3～12カ月）

① 追加免疫

初回免疫終了後6カ月以上の間隔で1回。

（標準的には初回接種終了後12～18カ月の間）

【過去のワクチン接種歴（DPT、不活化ポリオワクチン、DPT－IPVワクチン）に応じた対応】

① 生ポリオワクチンを1回接種した者については、4回の不活化ポリオワクチンの接種のうち1回の接種を終えたものとみなし、残り3回の不活化ポリオワクチンの接種を行う。その場合、生ポリオワクチンを接種後27日以上の間隔を置いて不活化ポリオワクチンを接種するが、当分の間、生ポリオワクチン接種後56日以上の間隔を置いて接種できる。また、生ポリオワクチンを含め、第1期追加にあたる通算3回目あるいは4回目の接種は6ヶ月以上の間隔を置くこととする。

② 平成24年9月1日より前に経口生ポリオワクチンを2回接種した者は、急性灰白髄炎の予防接種を定期接種として受けすることはできない。

③ 国内の臨床研究によって単独の不活化ポリオワクチンと四種混合ワクチンを併せて使用し

た場合でも同等の効果が得られることが明らかとなっていることから、ワクチンの入荷状況により最初に使用した不活化ポリオワクチンでの接種を完了できない場合等は、単独の不活化ポリオワクチンと四種混合ワクチンを併用（4回接種のうち、一部の回数は単独の不活化ポリオワクチンを接種し、残りの回数は四種混合を接種）しても差し支えない。

- ④ 三種混合ワクチンと四種混合ワクチンを併用する場合においては、あわせて合計4回を超えて接種することはできない。原則として、同一種類のワクチンを必要回数接種すること。
- ⑤ ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎又は破傷風のいずれかの既罹患者においては、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種のために既罹患疾病に対応するワクチン成分を含有する混合ワクチンを使用することを可能とする。
- ⑥ 三種混合ワクチンの接種が完了し、ポリオワクチン未接種の場合は、不活化ポリオワクチンを使用し、接種を完了させること。
- ⑦ 4回を超える不活化ポリオワクチン接種後の有効性及び安全性が確認されている。

8. 麻しん・風しん

【対象者】

- ① 第1期・・・生後12～24カ月未満の者
- ② 第2期・・・5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
(小学校就学前の1年間：4月1日～3月31日の期間)
※ 令和5年度対象年齢：平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ

【ワクチン】

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン0.5ml 皮下接種

※乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンは、溶解後にウイルス力価が低下することから、溶解後速やかに接種すること。

【罹患者の取り扱い】

- ①麻しん又は風しんに既に罹患した者については、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種を行う際、混合ワクチンを使用することが可能である。
- ②上記対象年齢であっても、麻しんと風しんの両方に罹患したことがある者については、麻しん風しんの予防接種は対象外である。

【その他の注意事項】

- ・各期の接種は1回のみとする（同期に混合ワクチンと単抗原ワクチンの接種は不可）。

9. 水痘

【対象者】

12カ月以36カ月未満の者

※既に水痘に罹患したことがある者、当該予防接種を2回接種している者は接種対象外とする。

【ワクチン】

乾燥弱毒生水痘ワクチン 0.5m1 皮下接種

※乾燥弱毒生水痘ワクチンは、溶解後にウイルス力価が低下することから、溶解後速やかに接種すること。

【接種間隔】

<接種回数> 2回 (1回目接種と2回目接種は3か月以上の間隔をおく)

<標準的な接種期間>

- ① 生後12か月から生後15か月に至るまでに初回接種
- ② 初回接種終了後6か月から12か月に至るまでの間隔において追加接種

10. 日本脳炎

【対象者】

- ① 第1期：6か月以上7歳6カ月未満の者
- ② 第2期：9歳以上13歳未満の者

【ワクチン】

①第1期 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン 皮下接種

0.5m1 (3歳以上)

0.25m1 (3歳未満) ※ワクチン接種量が違いますのでご注意下さい。

②第2期 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン 皮下接種

0.5m1 (9歳以上)

【接種間隔】

標準的な接種間隔

①第1期初回

3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として6日以上（標準的には6日から28日まで）の間隔において2回接種

②第1期追加

4歳に達した時から5歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回接種

※第1期初回終了後6か月以上、標準的には概ね1年を経過している者

③第2期

9歳に達した時から10歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回接種。第1期の完了した者に原則として、その4～5年後に行う。

【予防接種の特例】

- ア 実施規則附則第2条の対象者（平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者で、平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者で、生後6月から9ヶ月又は9歳以上13歳未満にある者）
- (ア) 残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて2回接種すること。なお、既に接種済みの1回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこと。
- (イ) 残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、1回接種すること。なお、既に接種済みの2回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこと。
- (ウ) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については2回接種後6ヶ月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種すること。
- イ 実施規則附則第3条の対象者（平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者で、20歳未満にある者：平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある者）
- (ア) 残り3回の日本脳炎の予防接種を行う場合（第1期の初回接種を1回受けた者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて残り2回の第1期接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行うこと。
- (イ) 残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合（第1期の初回接種が終了した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて第1期追加接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行うこと。
- (ウ) 残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合（第1期の予防接種が終了した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、第2期接種として、9歳以上の者に対して、第1期接種終了後6日以上の間隔をおいて行うこと。
- (エ) 日本脳炎の予防接種を全く受けていないものは、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、第1期の初回接種として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種後6ヶ月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種すること。第2期接種は、9歳以上の者に対して第1期接種終了後、6日以上の間隔をおいて1回接種すること。

【保護者同伴要件の緩和】

- ① 中学生以上の接種については、保護者が予防接種の説明を読み、理解し納得して予防接種を受けさせることを希望する場合には、事前に予防接種予診票の裏面に保護者が自署することにより、同伴しなくても接種が可能である。
- ② 対象者が満16歳以上の者は保護者の同意は必要無く、本人の同意の有無によって接種の実施を判断するよう留意すること。ただし、仮に予診票の自署欄に保護者の自署が記載されていた場合であっても、本人が接種を受けることを同意していることについて明示的に確認できる場合には、自署欄の修正は不要である。

【女性に対する接種の注意事項】

- ① 13歳以上の女性への接種にあたっては、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合には、原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できる。このため、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行う。
- ② 事実を話しやすいような環境づくりに努め、本人のプライバシーに十分配慮する。

11. ジフテリア・破傷風

【対象者】

11歳以上13歳未満の者

【ワクチン】

沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド 0.1ml 皮下接種

【接種間隔】

11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種年齢として1回接種する。

※三種混合予防接種の第2期として実施する。

※母子健康手帳には、第2期(DT)として混合ワクチンの欄に記載がある場合と、その他予防接種のページに記載があるので接種記録の際にご注意ください。

12. ヒトパピローマウィルス感染症

【対象者】

小学校6年生(12歳相当)～高校1年生(16歳相当)の女子

※小学校6年生とは12歳となる日の属する年度、高校1年生とは16歳となる日が属する年度。留年又は外国の教育制度での学年は適用されない。

令和4年4月1日から令和7年3月31日の3年間は、平成9(1997)年4月2日生まれから平成20(2008)年4月1日までの間に生まれた女子も対象となります。

過去に1回又は2回のワクチン接種歴があり、長期にわたり接種を中断した者についても、接種期間にかかわらず対象とすること。その際、接種を最初からやり直すことなく、残りの回数(2、3回目又は3回目)を行うこと。原則過去に接種歴のあるワクチンと同一の種類のワクチンを使用すること。

【ワクチン】

- ① サーバリックスを接種する場合

2価ヒトパピローマウィルス様粒子ワクチン 0.5ml 筋肉内接種

- ② ガーダシルを接種する場合

4価ヒトパピローマウィルス様粒子ワクチン 0.5ml 筋肉内接種

- ③ シルガード9を接種する場合

9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン0.5ml 筋肉内接種

【接種間隔】

① サーバリックス 2価ワクチンを接種する場合

1回目接種から1か月後に2回目接種。1回目接種から6か月後に3回目接種。

ただし、当該方法をとることができない場合は、1回目接種から1か月後に2回目接種を行った後、1回目の注射から5か月以上、かつ2回目の注射から2か月半以上の間隔をおいて1回行う。

② ガーダシル 4価ワクチンを接種する場合

1回目接種から2か月後に2回目接種。1回目接種から6か月後に3回目接種。

ただし、当該方法をとことができない場合は、1回目接種から1か月以上の間隔をおいて2回目接種を行った後、2回目の接種から3か月以上の間隔をおいて1回行う。

③ シルガード9 9価ワクチンを接種する場合

1回目接種から2か月後に2回目接種。1回目接種から6か月後に3回目接種。

ただし、当該方法をとることができない場合は、1回目接種から1か月以上の間隔をおいて2回目接種を行った後、2回目の接種から3か月以上の間隔をおいて1回行う。

【9価ワクチンについて】※令和5年4月より定期接種

① 接種方法・標準的な接種期間については4価ワクチンと同様の取り扱いとする。

② 2価または4価ワクチンとの交互接種について

同じ種類のワクチンで接種を完了することを原則とするが適切な情報提供に基づき医師と被接種者等がよく相談したうえで9価ワクチンを選択して差し支えない。

交互接種の接種間隔も4価ワクチンと同様、1回目接種から1か月以上の間隔をおいて2回目接種を行った後、2回目の接種から3か月以上の間隔をおいて1回行う。

③ キャッチアップ接種における取り扱いについても同様とする。

④ 2回接種について

(対象年齢)

・小学校6年生の学年から、15歳誕生日の前日（15歳未満）まで

・15歳になるまでの間に1回目の接種を行えば、2回での接種完了を可能とする

(接種方法)

・標準的な接種スケジュールを初回接種の6か月後の2回接種とする

・初回から2回目までの接種間隔は最低でも5か月以上とし、5か月未満で2回目を接種した場合は合計3回の接種とする

・接種間隔の上限は特段設定しない

・2価及び4価HPVワクチンとの交互接種となる場合は3回接種とする

⑤ 2価4価HPVワクチン予診票も9価HPVワクチン接種に使用できることとする。

【保護者同伴要件の緩和】

① 中学生以上の接種については、保護者が予防接種の説明を読み、理解し納得して予防接種

を受けさせることを希望する場合には、事前に予防接種予診票の裏面に保護者が自署することにより、同伴しなくても接種が可能である。

- ② 対象者が満16歳以上の者は保護者の同意は必要無く、本人の同意の有無によって接種の実施を判断するよう留意すること。ただし、仮に予診票の自署欄に保護者の自署が記載されていた場合であっても、本人が接種を受けることを同意していることについて明示的に確認できる場合には、自署欄の修正は不要である。

【女性に対する接種の注意事項】

- ① 対象者のうち、予防接種の不適当者（特に、妊娠している者）であるか否かに注意する必要があることから、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行う。
- ② 事実を話しやすいような環境づくりに努め、本人のプライバシーに十分配慮する

【注意事項】

- ① 次に掲げる者についてはヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生する場合があるため、予診にあたっては、これらの者の接種について慎重な判断が行なわれるよう留意すること。
- ア) 外傷等を契機として原因不明の疼痛が続いたことがある者
- イ) 他のワクチンを含めて以前にワクチンを接種した際に激しい疼痛や四肢のしびれが生じたことのある者
- ② ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に当たっては、ワクチンを接種する目的、副反応等について、十分な説明を行った上で、被接種者が安心して予防接種を受けられるようにする。
- ③ 組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンと組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの互換性に関する安全性、免疫原性及び有効性に関するデータはないことから、同一の者には、同一のワクチンを使用すること。
- ④ ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるので、失神による転倒等を防止するため、注射後の移動の際には、保護者又は医療従事者が腕を持つなどして付き添うようにし、接種後30分程度体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する。
- ⑤ ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛または運動障害を中心とする多様な症状が発生した場合、次に掲げる事項について適切に対応すること。
- ア) 法の規定による副反応報告の必要性の検討
- イ) 当該予防接種以降のヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を行わないことの検討
- ウ) 神経学的・免疫学的な鑑別診断及び適切な治療が可能な医療機関の紹介
- ヒトパピローマウイルス感染症予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための
地域ブロック拠点病院整備事業実施機関 東海ブロック 愛知医科大学付属病院

- ⑥ ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について、平成26年4月1日より前に、旧規則に規定する予防接種の間隔を超えて行った接種であって、実施規則に規定する予防接種に相当する接種を受けた者は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとみなすことができる。
- ⑦ ヒトパピローマウイルス感染症は性感染症であること等から、感染予防や、がん検診を受診することの必要性について、併せて説明することが望ましい。

【失神した場合の調査】

失神を起こした場合には、接種から失神までの時間等の失神時の状況を可能な限り記録を行う。

調査項目例

- ①事象発現前の状況について：ポジション（立位、座位など）、活動（医療処置中、姿勢の変更時等）、素因（長時間立位等）
 - ②事象発現前：エピソードに関する前兆の有無
 - ③事象発現前の状況：転倒の仕方（ひざまずき落ち込む等）、皮膚の色（蒼白等）、意識消失の時間、呼吸パターン（努力呼吸等）動き（硬直性等）及び動きの期間、咬舌の有無、完全に意識消失していたか、失神による薬剤の服用の有無、事象は仰臥位あるいは頭位で回復したか、バイタルサイン（血圧、血糖値等）、不整脈の有無、怪我の有無・程度、失神の原因、アナフィラキシーの可能性
 - ④事象発現後：無意識から回復後の症状（恶心等）、特別な検査をしたか（脳スキャン等）、再発の有無
- ① 患者背景：家族歴（心疾患、てんかん等）、意識消失の既往歴、薬剤の服用歴（降圧剤等）

13. ロタウイルス感染症

【対象者】

- (1) 令和2年8月1日以後に生まれた、次に掲げる者とすること。
 - ア 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス）を使用する場合は、出生6週0日後から24週0日後までの間にある者
 - イ 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（ロタテック）を使用する場合は、出生6週0日後から32週0日後までの間にある者
- (2) 対象者から除外される者
次に掲げる者については、定期接種の対象者から除くこと。
 - ア 腸重積症の既往歴のあることが明らかな者
 - イ 先天性消化管障害を有する者（その治療が完了した者を除く。）
 - ウ 重症複合免疫不全症の所見が認められる者

【留意事項】

- ア 出生15週0日後以降の初回接種については安全性が確立されておらず、出生14週6日後

までに初回接種を完了させることが望ましい。

- イ 出生 15 週 0 日後以降に初回接種を行う場合、上記について十分に説明を行い、同意を得られた場合に接種すること。
- ウ ワクチン接種後に間欠的な啼泣や不機嫌、血便、嘔吐等腸重積症を疑う症状が被接種者にみられる場合は、速やかに医師の診察を受けさせるよう、接種時に保護者に対して説明すること。

【接種歴の確認】

2回目以降の接種に当たっては、保護者が持参した母子健康手帳により、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス）又は五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（ロタテック）のいずれの接種歴があるか確認すること。

【接種方法】

ロタウイルス感染症の定期の予防接種は、接種歴を確認した上で、原則として経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス）を 27 日以上の間隔をおいて 2 回経口投与、又は五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（ロタテック）を 27 日以上の間隔をおいて 3 回経口投与することとし、初回接種については、生後 2 月に至った日から出生 14 週 6 日後までの間を標準的な接種期間として実施すること。

ただし、1回または2回投与した後に転居した際、転居後の定期接種を実施する市町村において、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス）又は五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（ロタテック）のいずれか一方の接種しか実施していない等の理由により、原則によることができないやむを得ない事情があるときは、次に掲げる接種方法で接種することができる。

- ア 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス）を 1 回経口投与した後、第 1 回目の経口投与から 27 日以上の間隔をおいて、五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（ロタテック）を 27 日以上の間隔をおいて 2 回経口投与する。
- イ 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（ロタテック）1 回経口投与した後、第 1 回目の経口投与から 27 日以上の間隔をおいて、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス）を 27 日以上の間隔をおいて 2 回経口投与する。
- ウ 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（ロタテック）2 回経口投与した後、第 2 回目の経口投与から 27 日以上の間隔をおいて、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス）を 1 回経口投与する。

【吐き出した場合の対応】

経口投与後に接種液を吐き出したとしても追加の投与の必要はない。

【令和 2 年 10 月 1 日より前の接種の取扱い】

令和 2 年 10 月 1 日より前（定期接種が開始される前）の経口投与であって、定期接種の経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス）又は五価経口弱毒生ロタウイルスワク

チン（ロタテック）の経口投与に相当するものについては、当該経口投与をロタウイルス感染症の定期接種とみなし、また、当該経口投与を受けた者については、定期接種のロタウイルス感染症の経口投与を受けた者とみなして、以降の経口投与を行うこと。

医療機関	電話番号	住所
青山循環器内科クリニック	351-0810	四日市市西伊倉3-2
あがたクリニック	326-6333	四日市市下海老町163-1
アクエア・メディカル・ステーション	366-0030	四日市市大矢知町1067-1
あこず内科循環器科クリニック	327-1515	四日市市赤水町1274-3
ありまクリニック	337-8741	四日市市下海老町108-2
いいだクリニック	330-7070	四日市市西阿倉川304-1
いくわ診療所	333-6471	四日市市生桑町1455
いくわ林クリニック	329-5677	四日市市生桑町295-1
石川記念いとうクリニック	326-1134	四日市市桜町127
いとう内科消化器科	350-7775	四日市市中川原2-3-8
位田内科循環器科	348-1800	四日市市馳出町3-6-3
うえのクリニック	361-7755	四日市市天力須賀4-6-8
桜花台こどもクリニック	325-2211	四日市市桜花台1-35-4
大岩小児科医院	347-1718	四日市市采女が丘3-30-1
おきがみクリニック	327-6766	四日市市西富田町168-1
小野医院	331-3322	四日市市川原町34-7
小野外科内科	326-1151	四日市市智積町6333
おばたレディースクリニック	320-1212	四日市市川島町6842-1
貝沼内科小児科	347-1188	四日市市泊山崎町10-1
かっさいレディースクリニック	328-5500	四日市市陶栄町2-2
加藤医院	326-8771	四日市市高角町2732-1
かみえび診療所	325-2277	四日市市上海老町1633-140
川口内科	331-0725	四日市市川原町8-14
川戸レディースクリニック	332-3222	四日市市別名1-16-11
川平内科	363-4976	四日市市西富田町322-1
川村小児科クリニック	333-2221	四日市市生桑町108-2
こうのとり WOMEN'S CARE クリニック	355-5577	四日市市諏訪栄町176
越山クリニック	330-5555	四日市市城山町1-11
小林内科胃腸科	364-0006	四日市市富田1-9-3
さかい内科クリニック	361-5001	四日市市富田一色町30-59
重盛医院・乳腺クリニック	321-2350	四日市市 笹川6-29-2

重盛外科内科	345-0028	四日市市小古曽1-3-35
品川医院	321-0411	四日市市川島町7390
慈芳産婦人科	353-0508	四日市市ときわ4-4-17
しもの診療所	336-3600	四日市市西大鐘町字東谷1610
正和クリニック	349-0100	四日市市小古曽町2717-1
仁こどもクリニック	355-5011	四日市市ときわ4-4-13
すが内科	325-2255	四日市市菅原町828
杉浦医院	397-2076	四日市市楠町南五味塚1246-2
すこやかこどもクリニック	325-3511	四日市市高角町694-1
高士医院	361-2800	四日市市蒔田4-2-2
高見台クリニック	339-1118	四日市市高見台1-22-1
竹尾内科クリニック	332-6789	四日市市生桑町1642-91
たけしま胃腸科内科	332-5100	四日市市野田2-9-12
たちこどもクリニック	330-0102	四日市市東阿倉川500
田中内科クリニック	321-3336	四日市市東日野町351-1
たねだキッズクリニック	320-3000	四日市市川島町字沢中6841-1
玉垣医院	346-5472	四日市市河原田町2355-1
たるさかこどもクリニック	330-5222	四日市市垂坂町413-1
塚本医院	352-3282	四日市市栄町9-6
寺島クリニック	398-3000	四日市市楠町小倉417-5
寺嶋内科小児科	321-3027	四日市市小林町3008
東海内科クリニック	322-6511	四日市市浮橋2-19-7
内科・消化器科 つかもとクリニック	332-7911	四日市市三重1-6
中尾産婦人科	364-3210	四日市市大字茂福612-1
中嶋循環器科内科	352-2211	四日市市幸町6-9
中村内科循環器科クリニック	345-0906	四日市市泊山崎町3-22
なべしま消化器内科クリニック	359-0321	四日市市堀木2-7-18
西浦クリニック	355-5656	四日市市西浦1-2-8
西村内科小児科	352-3604	四日市市中部12-5
にのみやクリニック内科外科	332-3456	四日市市生桑町582-5
二宮メディカルクリニック	351-2466	四日市市中部8-15
長谷川脳神経外科クリニック	330-0330	四日市市羽津中2-2-6
羽津内科クリニック	331-2626	四日市市大宮西町10-6
日置クリニック	320-3377	四日市市室山町字八反田503-1
ひがし胃腸科内科クリニック	320-2110	四日市市川島町5969-7
ひなが胃腸内科・乳腺外科	349-1811	四日市市日永1-13-26

皮フ科サンクリニック	355-3030	四日市市九の城町4-16 メゾン鹿1F
広田クリニック	330-4600	四日市市東坂部町長坂1391
ふじい内科クリニック	321-0080	四日市市川島町6507-2
古田医院	331-3918	四日市市大字西阿倉川1203
前田医院	365-0278	四日市市富田2-11-2
まきた内科クリニック	320-1001	四日市市貝家町266-2
三重呼吸器アレルギー内科クリニック	326-1181	四日市市高角町1563-4
水谷医院	337-1131	四日市市山城町1107-2
三滝クリニック	327-0777	四日市市智積町6062
南浜田クリニック	353-8860	四日市市南浜田町3-15
棟方内科	352-3772	四日市市沖の島町3-3
村上ファミリークリニック	361-2300	四日市市山分町242-3
村山医院	352-3791	四日市市松本5-3-8
森医院（末永）	331-6985	四日市市末永町5-15
森医院（羽津）	331-3845	四日市市羽津町15-26
守屋レディースクリニック	363-8803	四日市市羽津4661
矢田クリニック	328-2680	四日市市山田町2839
柳田内科胃腸科	321-0201	四日市市 笹川3-50
やましたクリニック	361-7700	四日市市天力須賀4-7-20
山中胃腸科病院	345-0511	四日市市小古曽3-5-33
山中内科小児科	365-6151	四日市市松原町8-11
やまもと胃腸科内科	320-0011	四日市市日永西1-4545
やまもり内科クリニック	349-1166	四日市市采女町字名倉1798-15
よしみね内科胃腸科	331-6121	四日市市東坂部町86-1
四日市整形外科	354-3322	四日市市新正4-3-19
四日市内科ハートクリニック	359-0008	四日市市城西町3-17-1
四日市羽津医療センター	331-2000	四日市市羽津山町10-8
四日市レディースクリニック	322-1131	四日市市小生町字西川原800番地
らんクリニック	359-2000	四日市市松本3-9-11
渡辺医院	365-0658	四日市市富州原町16-16
あそクリニック	394-5577	三重郡菰野町大字潤田2150-3
内田クリニック	399-2800	三重郡菰野町大字小島1157
おおた内科循環器科	399-2212	三重郡菰野町田口新田字北沢2909-5
服部内科	394-7000	三重郡菰野町大字潤田4116
ばんの小児科	393-3000	三重郡菰野町大字菰野2268-5
ひとみウィメンズクリニック	327-5400	三重郡菰野町大羽根園並木通り10-1

諸岡医院	396-0061	三重郡菰野町大字田光 4 4 6 5 – 2
リハビリ整形外科Ⅰクリニック	391-0555	三重郡菰野町大字潤田 1 1 9 8 – 1
川越伊藤医院	364-4103	三重郡川越町大字豊田 2 9 9 – 1
吉田内科クリニック	361-6788	三重郡川越町豊田 1 5 7
かわごえこどもクリニック	327-6610	三重郡川越町大字北福崎 7 0
あさひクリニック	376-6667	三重郡朝日町向陽台 2 丁目 1 6 – 2
ザ・クリニック	376-2030	三重郡朝日町大字柿字元田 7 7 6 – 1
田中外科	377-2256	三重郡朝日町大字繩生 5 4 4 – 1
寺本医院	377-4161	三重郡朝日町大字小向 9 6 6 – 1
やましたこどもクリニック	377-2288	三重郡朝日町大字繩生 6 5 1